

「甲袈裟」についての一考察——「赤甲袈裟」を中心に——

鈴木 辨 望

1 はじめに

現在、我々が着する袈裟は呼び名は数多く存在するのだが、袈裟の種類を端的に示すと、大衣（九条、十一条、十三条、十五条、十七条、十九条、二十一条、二十三条、二十五条）、中衣（七条）、小衣（五条）と分けられ、条数により区別される。

また、これらは如法、如律にかなった袈裟、所謂「如法袈裟」とは一線を画するもので、装束的な意味をもつ「装束袈裟」に二分することができる。本来、「如法袈裟」しか存在していなかったはずであろうが、インド、中国を経て、文化の交流も手伝い、日本では特に密教の受容、そして宮中官人との関係から、「装束袈裟」が生まれていったのであろう。

特に「七条袈裟」は「装束袈裟」の代表的な位置付けがなされている事も多い。私的には装束としての「七条袈裟」は主に三つに大別できる、と考えられる。現在、大乘衣や地藏袈裟など多く出回っている袈裟の類いについてははっきりと、別物といえる根拠はない。しかし、正式とされる畏まった法会においてそれら

を見ることはほとんどない。ここで挙げる「七条袈裟」はそれぞれに横被と修多羅を付け、着しているものに限定される。

まず、「衲袈裟」であるが、これは金欄で綴られた豪華な袈裟というものが一番に想像される。我々はこの「衲袈裟」を着用することが多いし、これを正装と見なしている方がほとんどであり、「七条袈裟」の代名詞といふべきものである。

次に「平袈裟」であるが、これは縁も甲も同じ色の同じ材体で作られたものである。有紋と無紋の違いはあるが、近年は無紋の「平袈裟」を多用している。豊山派では従弟子や伝法大会の堅者の着する袈裟が想像される。

次に今回の主題となる「甲袈裟」であるが、特に豊山派では讃頭、堂達の着用する袈裟として、「青甲袈裟」を使用する場合がある。このため、讃頭や堂達等、「青甲袈裟」を着する者を「甲衆」と呼称している。このため、「青甲袈裟」が「甲袈裟」であると誤認していることも少なくないようだ。

『密教大辞典』によれば、

条牒と伏甲と色の異なる材體にて製したる袈裟なり

(中略)

香甲・紫甲・青甲・朱甲(赤甲)・櫛甲(黄甲)・鈍甲等の別あり。

とある。我々は普段あまり着用する機会がないため、「甲袈裟」についてはいささか、認識不足の感がある。よってこの「甲袈裟」について再認識する必要性があるのではなからうか。今回はこの「甲袈裟」にスポットを当て、その中でも特に「赤甲袈裟」について論じていきたい。

2 「甲袈裟」について

(1) 諸本に見られる「甲袈裟」

「甲袈裟」について、諸本を元に一覧を示した(表1)。ここに挙げるものは一部であるが、とくに「甲袈裟」についてまとまって記述のあるものは少ない。これらによると、「甲袈裟」とは条牒は黒色もしくは紺色で、甲の色の違いによってどの「甲袈裟」であるか、類別できるのである。しかし、「香甲袈裟」のみはこれ等の条件とはそぐわず、条牒すなわち、縁が濃い香色、伏甲が淡い香色のものである、と解釈できる。

『紀伊続風土記』高野山之部学侶六の装束の項には「甲袈裟」について詳しく記述されている。表1のいくつかの諸本をもとに記述されているため、表1には列挙しなかったが、特に「香甲袈裟」については、

高野の舍利会には。中古まで職衆も香袈裟を著せしにや。文永年中行事記に。舍利会の列衆を記して。讃衆四十人付裳香袈裟といへり。近世は是を用ひず。

とあり、「香甲袈裟」を着用していた例を挙げている。

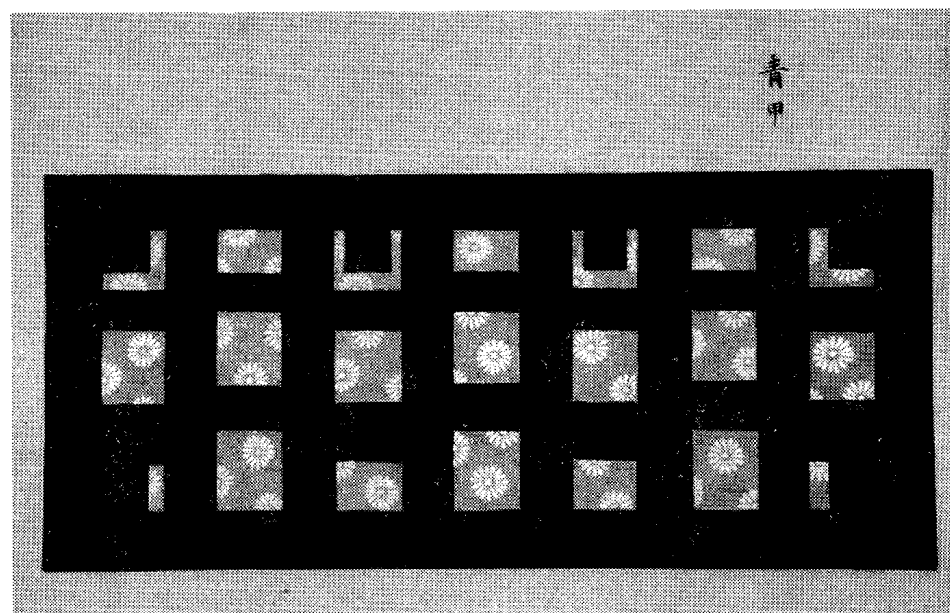
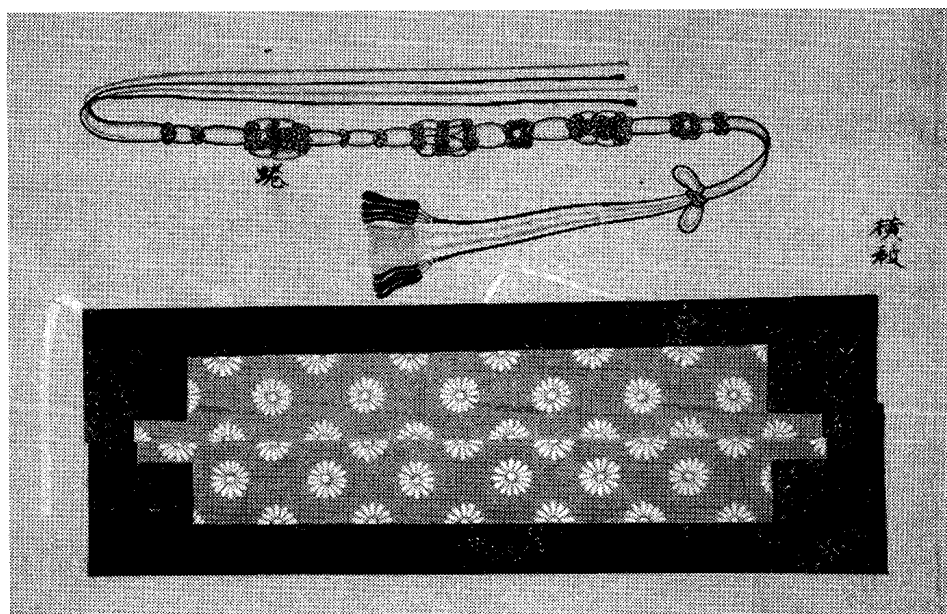
次に「黄甲」と「檀甲」、「赤甲」と「朱甲」は同義だと考えてよい。おそらく、色の違いから発した名称の違いであろう。また、鈍甲について、『密教大辞典』の記述には、

法華八講の際に総在庁より派遣せし威儀師・従儀師等之を着用せり。

とある。後にふれるが、「鈍甲」に関しての記述は他に見当たらないため、これについては聊か疑問が残る。

(2) 現在の各宗における「甲袈裟」

「甲袈裟」についての一考察（鈴木）



現在、使用されている「甲袈裟」は役職や僧階によって宗門や寺院により様々である。勿論、各寺院組織の中で多様化され、それぞれ独自のものになってしまっているが、ある程度の統制により、ここに列挙した。

○華嚴宗（昭和十六年七月二十町日認可）⁽⁸⁾

紫甲——少僧都、権少僧都

檀甲——律師、権律師

青甲——大法師、大法師以下

○法相宗（昭和十六年六月以来）⁽⁹⁾

紫甲——四級乃至七級（大僧都乃至大律師）

青甲檀甲——八級乃至十級（律師乃至法師）

○真言宗豊山派

青甲——甲衆。讃頭、堂達（法要の浅藹等）

○比叡山延暦寺⁽¹⁰⁾

紫甲——僧都以上一般大衆

青甲——下座に限り律師級、讃頭、伽陀師、堂達

朱甲——威儀師

檀甲——已講以上⁽¹¹⁾

「甲袈裟」についての一考察（鈴木）

更に他宗、他派における使用例も追って検討したい。また、「香甲」、「鈍甲」については、現在の使用例は見当たらない。これについてはさらに追って検討する余地があろう。

また、衣材等について本稿では割愛させていただく。現在では特に羽二重で生成している場合や綾織、緞子織にて生成している場合、あるいは、縁まわりのみ金襴地、衲の生地を使い、甲の部分のみ羽二重や緞子生地を用いているケースも少なくない。現在では織物の文化、技術発展により、如何様にも生成できてしまうのが現状である。当時のものがどういった衣材であったかは、にわかに特定できない。

次に、修多羅に関してであるが、『本朝法中衣服図』⁽¹²⁾画の巻に描かれる「青甲袈裟」の修多羅は「蜷」⁽¹³⁾と記述されている。また、縁と甲と同色の黒色と青色の組紐によって編まれた様子が描かれている。他の「甲袈裟」についてこれと同体ということは一概に言えない。修多羅の色使いも組み方も実に様々である。よってこれらについては追って研究を進めていきたい。

3 「赤甲袈裟」（朱甲袈裟）について

現在、比叡山延暦寺の法華大会で威儀師が用いる袈裟は「朱甲袈裟」であるのだが、縁は黒色、甲は朱（赤）色である。この色について、細かな違いや時代を経るに従い、色が多様化されているために特定はできないが、「赤甲袈裟」、「朱甲袈裟」は同義として捉えられるため、色の違いによる名称であろう。色によって朱色とも赤色とも受けとれるからなのであろう。前の一覧表によると、「赤甲袈裟」を着用するのは、威儀師、従儀師、坊官とある。

(1) 威儀師、従儀師の袈裟について

『釈家官班記』⁽¹⁴⁾には威儀師の項に、

和銅七年興福寺供養時。左右行事伝灯満位僧勝

雲源操等。始任威儀師云云。

続日本紀。光仁天皇宝龜二年間閏一二月壬寅。僧綱

請置威儀法師六員許之云云。延暦十三年九月

三日延暦寺供養記日。奉行僧二人(威儀師従儀

師)始賜赤袈裟。此時威儀師円也。^(マ)(年七十五云

云)綱所著赤袈裟濫觴也。

とあり、また、従儀師の項には、

延暦寺供養記日。従儀師賢算(年六十八)云云。賜

赤袈裟如右。弘仁格。従儀師八人永為恒例。

(弘仁十年十二月廿玉日太攻官符)

とある。整理してみると、和銅七年 興福寺供養の折に勝雲、源操等威儀師が始めて任ぜられ、その後の延暦寺供養の折、延暦十三年に威儀師円、従儀師賢算が始めて「赤袈裟」を賜ったことが記されている。これが、日本で最初に「赤袈裟」を賜った例とされる。

(2) 「赤袈裟」は「赤甲袈裟」であるのか

先に述べた通り、威儀師や従儀師の着用する袈裟は「赤袈裟」であった。この「赤袈裟」について『法中

「甲袈裟」についての一考察（鈴木）

装束抄⁽¹⁶⁾の「甲袈裟」のところで

赤袈裟 官職便覧云延暦十一年九月三日延暦寺

供養記云奉行僧二人威儀師従儀師始賜赤袈

裟云云

清少納言記言季之御読経之威儀あかけさ

きて云云是ハ二月八月之今昔物語第二十卷ニ唐ノ天物比叡山ニ来テ

物窮フト音スル所ニ云人ノ音多クシテ下ヨリ登ル前

ニ赤ケサ着タル僧ノ前ヲ追テ人払ヒ渡ル次ニ三衣筥

持テ渡ル次ニ輿ニ乗テ渡リタモフ山座主慈恵大僧正云云此ケサ

モ威儀師従儀師ノ内力

とある。『官職便覧⁽¹⁷⁾』では延暦十三年九月三日延暦寺で落慶法要が営まれた旨が記されている。『釈家官班記⁽¹⁸⁾』と同様、『延暦寺供養記⁽¹⁹⁾』でも落慶供養の折、威儀師、従儀師は「赤袈裟」を賜った、と記されている。

この「清少納言記言」とは『枕草子⁽²⁰⁾』のえせものの段のことである。この箇所では、作者、清少納言は普段必要ではないのにこの時ばかりは目立っている物を上げ、季の御読経会に「赤袈裟」を着し、僧侶の名を読み上げている「威儀師⁽²¹⁾」の姿をさらさらしと表現している。

また、『今昔物語集』巻二十にも記述があるが、これも輿に乗った慈恵大僧正を先導するのが、「赤袈裟」をつけた威儀師、従儀師のうちか、としている。

『法中装束抄』ではこの部分、「甲袈裟」と記述のあと、「檀甲」、「紫甲」、「青甲」と触れ、その後、「紫袈裟⁽²²⁾」、「赤袈裟」と続いて記述されている。

「甲袈裟」に関連しての記述であることから、ここで挙げられている威儀師の「赤袈裟」は「赤甲袈裟」ではないか、と推測することが出来る。

(3) 威儀師、従儀師について

それでは、この威儀師、従儀師は一体どういう役割を示していたのであろうか。『密教大辞典』等には法会や授戒等の時威儀を整え、儀式を誤らざる為の指南役、とある。先に挙げた通り、威儀師は和銅七年の興福寺供養の時に勝雲源操等が始めて威儀師に任ぜられた。

『顯密威儀便覧』⁽²³⁾下には

昔六条帝仁安二年十二月十三日、永賜総法務及総在庁綱所於仁和法王覚性、後為総在庁者、兼其二師とある。僧綱の事務所である、「綱所」は養老六年七月、薬師寺に充てられた。平安遷都以後、東寺又は西寺に置かれ、その後仁安二年(一一六七)十二月十三日に仁和寺覚性法親王⁽²⁴⁾を総法務に任じ、綱所を賜わったのである。これより

仁和寺者为諸宗惣法務被置惣在庁於勅会者雖他宗之法会遣威儀師従儀師令下知⁽²⁵⁾(後略)

のように、法会においては諸宗の総法務である仁和寺総在庁より、威儀師、従儀師が派遣され、勅会である法会を取り仕切っていたのである。

『人水授受記』第七の「三十従儀師・威儀師・僧綱・凡僧事。」の項には次のように記されている。

師口ニ云。威儀師ハ引キニ僧綱ヲ。従儀師ハ引クニ凡僧ヲ也。古ハ威儀師ハ総在庁亦ハ老分ノ候人ノ役。従儀師ハ自余ノ候人ノ役ナリキ。今時ハ総在庁モ無レ之。実ノ坊官ト云者モ無レ之。故ニ候人ノ一臈^有官勤ニ威儀師ヲ。従儀師ヲハ自余ノ候人輪番ニ勤ル也。僧綱トハ律師ヨリ至マテニ法印ニ一皆云ニ僧綱。凡僧トハ無官位ノ僧也。於

「甲袈裟」についての一考察（鈴木）

テ中ニ僧綱ハ皆衲衣。凡僧ハ悉甲衆也。是則如次ノ持金剛衆讃ノ衆也。若シ凡僧ノ内ニ可勤讃衆ヲ一人無レ之時ハ律師等モ勤レ之。然ル時ハ僧綱ナレトモ著して甲ノ袈裟ヲ為ル甲衆ニ也。是ヲ云ニゲキタイ鷓退ト。然レトモ横皮ニハ用ニ衲衣ノ横皮ヲ是則鷓退シルシ印也。又古ヘハ二行列ノ時ハ從儀師二人立チ甲衆前ヘニ。威儀師二人立テリ甲衆後口衲衆ノ前ヘニ。一行列ノ時ハ各一人也。今時二行列ノ時各々二人立ニ行前ニ。私云。拜スレニ宝曆二年仁和灌頂ヲ先從儀師二人^左次ニ威儀師二人^右何レモ袍裳赤甲著ニ草鞋ヲ上リレ堂ニ著ニ外陣ノ左右ニ

これによると、今時は総在庁も坊官も「無レ之」とある。『人水授受記』の撰は宝曆九年とされる。宝曆年中は西曆一七五一年より一七六三年であるから、この当時、実質上、威儀師や從儀師は勅使として法会を仕切る、というよりも、役職として諸衆を先導し、法要を掌る役割を担うに過ぎなかった、と考えられるのではないだろうか。

また、宝曆二年の仁和寺の伝法灌頂⁽²⁷⁾において「赤甲袈裟」を着けた威儀師、從儀師が諸衆を先導した例が挙げられている。特に威儀師は衲衆を率い、從儀師は甲衆を率いたことがここからも分かるのである。

(4) 坊官の役割と袈裟

坊官とは元東官坊官人のことである。東宮とは所謂、宮家の皇子或は親王であるが、それぞれに侍者を従えていた。東宮が出家すると、一部の侍者はそれに従い、そのまま、東宮に仕えた。こういった関係上、坊官は東宮出家後は俗体にて法印に叙せられ、法服を着すことを許されたのであろう。⁽²⁸⁾ また、袈裟については『坊官故実拙記』⁽²⁹⁾によると、

七条袈裟坊官縁り者黒緞子甲者紅色也

とある。これからすると、坊官の着す袈裟は「赤甲袈裟」である、と考えられる。しかし、「赤甲袈裟」は威儀師、従儀師の袈裟のはずである。それではなぜ、坊官の袈裟が、威儀師や従儀師のように「赤甲袈裟」であるのか。

これは仁和寺に住した歴代門跡とその侍者の関係から坊官の袈裟がまるで「赤甲袈裟」であるかのように解釈されてしまうからなのである。仁和寺は代々御室と称され、歴代門跡を入道親王や法親王がつとめてきた。これについて『古代中世寺院組織の研究』の中で著者、牛山佳幸氏は仁和寺が鎌合期以降、惣法務と呼ばれるようになった。その背景として御室仁和寺は代々、入道親王が門跡を務めていることから、私的な関係として坊官が従し、仕えていたと述べておられる³⁰。もともと国家的規模において寺務を請け負っていたのは有力官寺東寺や興福寺などであった。本来、東寺、興福寺などの有力官寺から選ばれるべきはずが、仁和寺の元東宮、所謂、法親王らの侍者であるはずの坊官が威儀師、従儀師の任に就く事もあったのであろう。これにより坊官の役割が威儀師や従儀師と同様になっていった。これらのことから本来の侍者という意味合いの坊官から離れ、まるで坊官＝威儀師、従儀師というような図式が成り立ってしまったのではないだろうか。

それでは坊官はどのような袈裟を身につけたのだろうか。『密教大辞典』の「鈍甲」の記述、

法華八講の際に総在庁より派遣せし威儀師・従儀師等之を着用せり。

これをどう見るかである。自分の身分や地位に相当な袈裟をつけるのは当然であるが、基本的に「鵠退」という言葉が示す通り、自分の身分や地位よりも低い袈裟等を着することはあっても、高い袈裟等を着けることはまず、あるまい。とすると、坊官に関しては威儀師や従儀師と同等な扱われ方をしたとしても、実際は勅会において、坊官は「鈍甲袈裟」を着して出仕していたのではないだろうか。あくまで現段階では憶測

「甲袈裟」についての一考察（鈴木）

でしか、述べることはできないが、坊官＝威儀師、従儀師の役付けが「赤甲袈裟」、「鈍甲袈裟」ともに混同されてしまったために本来、坊官は「鈍甲袈裟」、威儀師、従儀師は「赤甲袈裟」という法則がくずれていたであろう。

4 おわりに

今回、「甲袈裟」、特に「赤甲袈裟」を中心に述べてきた。『法中装束抄』の記述から、端を発した本稿であったが、『枕草子』に見られる威儀師の「赤袈裟」をめぐり、考察してみた。威儀師や従儀師の役職や総在庁との関係上はつきりと「赤袈裟」が「赤甲袈裟」であるとは、結論づけられない。しかし、『入水授受記』によつて江戸中期の仁和寺において「赤甲袈裟」が用いられていたことが確認される。今回、平安期より江戸期に至る多年の間にいかに変化があったかは、見出すことができなかった。

しかし、威儀師や従儀師が勅使としての意味合いが強かったことや威儀や故実を重んじている点を考えれば、度外視はできないのではないだろうか。

現在、威儀師、従儀師という呼称は残っているが、あくまで法要の役職名にすぎない。どのくらいの寺院でこういった呼称を用いているかは、確認していないが、例えば、現在、仁和寺では、威儀師は、法会を取り仕切る者で、所謂、会奉行、或は、会行事のことを指しており、従儀師は威儀師に付き従う伴僧のことを指している。仁和寺では威儀師、従儀師の衣体について特殊なものではなく、切素絹に威儀五条を着用している、という。また、南都東大寺の例を示すと、平成十四年に行われた、大仏開眼千二百五十年法要では、やはり、法会を司り諸僧を先導する者のことを、威儀師と呼んでいる。従儀師もこれにつき従う。この時の威

儀師は、赤の平袈裟（横被、修多羅付き、有紋）を着している。従儀師は、白の平袈裟（横被、修多羅付き、無紋）を着している。延暦寺の法華大会の威儀師の朱甲袈裟とはまったく異なるのである。

いずれせよ、現在の法会は、各宗派、および各寺院の独自性が強くなっている昨今、本来の「甲袈裟」についての意義は失われてしまっている。もとの形体としての「甲袈裟」を再確認する必要性はあるだろう。

註

(1) 堀内寛仁著 昭和二十五年八月一日

(2) 入道常覚著 貞享五年 これは拙稿「豊山長谷寺所蔵『本朝法中衣服図』について」豊山教学大会紀要第三十号所収、「続・豊山長谷寺所蔵『本朝法中衣服図』について」豊山派総合研究院紀要第八号所収 等、これらを参照されたい。

(3) 永愿（勸修寺長吏 一六二〇～一六八四）『大日本仏教全書』所収

(4) 著編者未詳『大日本仏教全書』所収

(5) 隆源（報恩院前大僧正 一三四二～一四二六）著 澄翁（生没年不明）写 享保十八年述『大日本仏教全書』所収

(6) 亮快存心（生没年不明）著 享保二十年述『大日本仏教全書』所収

(7) 『続真言宗全書』三十九

(8) 華嚴宗宗制による。他には大僧正、僧正、権僧正は皆衲衣（同じ文様一色）大僧都、権大僧都は切交衲衣（縁と甲との色文様が違う。）を用いる。

『法衣史・袈裟史』（井筒雅風著 雄山閣出版 平成五年十月二十五日）三五二頁参照

(9) 法相宗宗制による。一級乃至三級（大僧正中僧正僧正）は皆衲衣である。『法衣史・袈裟史』三五二頁参照。

「甲袈裟」についての一考察（鈴木）

- (10) 『天台宗法式作法集』九七～九八頁 中山玄雄編。
- (11) 今では法華大会の役職を示すにすぎない。座主に継ぐ位を意味している。
本来、已講とは天台の三会、法勝寺大乘会、円宗寺法華会、最勝会の講師を勤めを言い、まだの者を擬講という。また、南都において三会とは興福寺維摩会、薬師寺最勝会、宮中御斉会をいう。
- (12) (2) に同じ。写真資料参照。
- (13) この字は「ニナ」と訓する。『大字典』（講談社）によれば、「蜷結」をあわびむすびの長く小さき如きもの、といった説明がなされている。
- (14) 『続群書類従巻』第四百二十六所収
- (15) 綱所をどう解釈するか、による。『古代中世寺院組織の研究』牛山佳幸著に詳しい。これによると、綱所＝威儀師従儀師としている。
- (16) 江戸時代、著者は不明であるが、仏教装束に関して広く諸本をもとに記述されている。これについては後稿で改めて紹介したいが、官内庁書陵部蔵本と京都大学蔵本がある。官内庁書陵部蔵本は松岡文庫本（松岡辰方所蔵）。松岡辰方（一七六四～一八四〇）江戸時代後期の有職故実家）
- (17) 平田職忠（一五八〇～一六六〇）官人、有職故実家）著、江戸時代。五五卷五五冊。写本多数。
- (18) (12) に同じ。
- (19) 真超（生没年不明）写。文化五年 叡山文庫（無動寺蔵）
- (20) えせものの所うるおり。正月の大根。行幸のりのひめまうち君。御即位の御門司。六月十二月のつごもりの、節折の蔵人。季の御読経の威儀師。赤袈裟きて僧の名どもをよみあげたる、いときらきらし。（後略）季の御読経会に赤袈裟を着し、僧侶の名を読み上げている姿をきらきらし、と表現している。季の御読経会は二月と八月に行われる官中で行われる大般若転読会のことである。

(21) 『今昔物語集』卷二十、第三十五話

(22) この「紫袈裟」については玄昉僧正が聖武天皇に「紫袈裟」を賜ったことや『枕草子』中、「僧都の御乳母のままなどの段」等に登場する隆円僧都（藤原道隆の子）の所用の袈裟のことを指している。

『法衣史・袈裟史』の中で井筒雅風氏はこの「紫袈裟」を「紫甲袈裟」と解釈しているようである。断定はしかなるが、筆者もこれに従いたい。

(23) (6) に同じ

(24) 仁和寺第五世門跡。紫金台寺御室、鳥羽上皇第五皇子。一二二九―一二六九

(25) 『本朝法中衣服図』詞書の巻

(26) 『続真言宗全書』一七四―一七五頁

(27) 西暦一七五二年三月、覚仁法親王（第二十七世門跡。金剛院御室、有栖川職仁親王第三子 一七三二―一七五四）が尊寿院隆幸より受法。「尊寿院」とは仁和寺一山の塔頭寺院。

(28) 『本朝法中衣服図』詞書の巻にも同内容の記述がある。

(29) 『僧官位雑例集』と合本。九条家本（東京大学史料編纂所蔵）

(30) 『古代中世寺院組織の研究』牛山佳幸著 吉川弘文館 平成二年十一月参照

【キーワード】 赤甲袈裟、威儀師、従儀師、坊官、赤袈裟